

第22号議案

品川区立区民住宅条例の一部を改正する条例

1. 改正理由

(1) 申込要件の整備

性的マイノリティ当事者のパートナーシップ関係に係る生活上の不便軽減など、当事者が暮らしやすい環境づくりに繋げることを目的に「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」が改正され「東京都パートナーシップ宣誓制度」が開始された。

また、品川区立区民住宅条例の根拠としている「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則」が近年の家族の多様化を踏まえて改正され、同規則上の入居者資格（同居親族要件）にパートナーシップ関係の相手方および里親制度における里子が追加された。

以上のことから、区民住宅の申込要件についても、同居親族にパートナーシップ関係の相手方および里子を追加する。

(2) 単身者の申込要件の緩和

区民サービス拡充の観点から対象に区内在住者を加える。

(3) 住替え要件の緩和

入居者のライフスタイルの変化に伴う住替えニーズに対応するため、世帯員の人数増に加え、世帯員における「子どもの成長」も対象とする。

2. 主な改正内容

改正内容	現行	改正案
申込要件の整備	(資格要件) 本人もしくは配偶者の親が区内在住	左記にパートナーシップ関係の相手方を追加 ※都パートナーシップ宣誓制度の証明を受けた者
	(同居要件) 現に同居し、または同居しようとする配偶者その他の親族	左記に里子およびパートナーシップ関係の相手方を追加
単身者の申込要件の緩和	区内在勤（勤務予定含む）	区内在住もしくは区内在勤（勤務予定含む）
住替え要件の緩和	・同居人数の増減 ・病気等により身体機能の制限	左記に同居者の成長のため明らかに狭小とみられる場合を追加

3. 新旧対照表

別紙のとおり。

4. 施行日

令和5年4月1日から施行する。

品川区立区民住宅条例 新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 区民住宅 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により区が建設した住宅および買取特定公共賃貸住宅等制度要綱（平成7年建設省住備発第14号）により区が購入した住宅をいう。</p> <p>(2) 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下「省令」という。）第1条第4号に定めるところにより算出した額をいう。</p> <p>(3) 基準使用料 法第13条第1項の規定に基づき、省令第20条に定めるところにより算出した家賃の額をいう。</p> <p>(4) 駐車場 区民住宅に付置した駐車場をいう。</p> <p>(5) 付帯施設 自転車置場、ゴミ置場、物置等をいう。</p> <p>(申込者の資格)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 区民住宅 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により区が建設した住宅および買取特定公共賃貸住宅等制度要綱（平成7年建設省住備発第14号）により区が購入した住宅をいう。</p> <p>(2) 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下「省令」という。）第1条第3号に定めるところにより算出した額をいう。</p> <p>(3) 基準使用料 法第13条第1項の規定に基づき、省令第20条に定めるところにより算出した家賃の額をいう。</p> <p>(4) 駐車場 区民住宅に付置した駐車場をいう。</p> <p>(5) 付帯施設 自転車置場、ゴミ置場、物置等をいう。</p> <p>(申込者の資格)</p>
<p>第4条 区民住宅の使用申込者は、次に掲げる要件を備えている者とする。</p> <p>(1) 本人が区内に住所もしくは勤務先を有し、または本人、配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および婚姻の予約者を含む。以下この条において同じ。）<u>もしくは東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の証明を受けたパートナーシップ関係の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）</u>の親が区内に住所を有していること。</p> <p>(2) 現に同居し、または同居しようとする配偶者その他の親族、<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童またはパートナーシップ関係の相手方</u>であって第6号に掲げる要件を満たす者があるこ</p>	<p>第4条 区民住宅の使用申込者は、次に掲げる要件を備えている者とする。</p> <p>(1) 本人が区内に住所もしくは勤務先を有し、または本人<u>もしくは</u>配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および婚姻の予約者を含む。以下この条において同じ。）の親が区内に住所を有していること。</p> <p>(2) 現に同居し、または同居しようとする配偶者その他の親族であって第6号に掲げる要件を満たす者があること。</p>

新	旧
<p>と。</p> <p>(3) 現に住宅に困窮していること。</p> <p>(4) 所得の額が規則で定める入居所得基準の範囲内であること。</p> <p>(5) 市区町村民税を滞納していないこと。</p> <p>(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、区長は、区営住宅の収入超過者（品川区営住宅条例（平成9年品川区条例第39号）第25条または第44条に規定する者のうち、単身者を除くものをいう。以下同じ。）に区民住宅を使用させる必要があると認めるときは、別に要件を定めることができる。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、単身者向け住宅として設置した区民住宅（以下「単身者向け住宅」という。）の使用申込者は、次に掲げる要件を備えている者とする。</p> <p>(1) 単身者で、規則で定める年齢要件を満たしていること。</p> <p>(2) <u>区内に住所もしくは勤務先を有していることまたは勤務先を有することが見込まれること。</u></p> <p>(3) 現に住宅に困窮していること。</p> <p>(4) 所得の額が規則で定める入居所得基準の範囲内であること。</p> <p>(5) 市区町村民税を滞納していないこと。</p> <p>(6) 暴力団員でないこと。</p> <p>（使用権の承継）</p>	<p>(3) 現に住宅に困窮していること。</p> <p>(4) 所得の額が規則で定める入居所得基準の範囲内であること。</p> <p>(5) 市区町村民税を滞納していないこと。</p> <p>(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、区長は、区営住宅の収入超過者（品川区営住宅条例（平成9年品川区条例第39号）第25条または第44条に規定する者のうち、単身者を除くものをいう。以下同じ。）に区民住宅を使用させる必要があると認めるときは、別に要件を定めることができる。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、単身者向け住宅として設置した区民住宅（以下「単身者向け住宅」という。）の使用申込者は、次に掲げる要件を備えている者とする。</p> <p>(1) 単身者で、規則で定める年齢要件を満たしていること。</p> <p>(2) 区内に勤務先を有していることまたは有することが見込まれること。</p> <p>(3) 現に住宅に困窮していること。</p> <p>(4) 所得の額が規則で定める入居所得基準の範囲内であること。</p> <p>(5) 市区町村民税を滞納していないこと。</p> <p>(6) 暴力団員でないこと。</p> <p>（使用権の承継）</p>
<p>第19条 区長は、次の各号のいずれかに該当し、区民住宅の管理上支障がないと認める場合は、区民住宅の使用の権利の承継を許可することができる。</p> <p>(1) 区民住宅の使用を承継しようとする者が、使用者の配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）<u>三親等内の血族もしくは姻族またはパートナーシップ関係の相手方</u>であって、使用開始当初から（出生にあっては、出生後）引き続き当該区民住</p>	<p>第19条 区長は、次の各号のいずれかに該当し、区民住宅の管理上支障がないと認める場合は、区民住宅の使用の権利の承継を許可することができる。</p> <p>(1) 区民住宅の使用を承継しようとする者が、使用者の配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）<u>または</u>三親等内の血族<u>もしくは</u>姻族であって、使用開始当初から（出生にあっては、出生後）引き続き当該区民住宅に居住している者であるとき。</p>

新	旧
<p>宅に居住している者であるとき。</p> <p>(2) 区民住宅の使用を承継しようとする者が、前条第1項第1号の規定により当該区民住宅に同居の許可を受けてから引き続き2年以上居住している者であるとき。</p> <p>(3) 前2号のほか、区民住宅の使用を承継しようとする者に関し、特別の事情があるとき。</p> <p>2 区長は、前項各号の区民住宅の使用を承継しようとする者（同居する者を含む。）が暴力団員であるときは、同項の許可をしてはならない。 （区民住宅の住替え）</p> <p>第20条 区長は、現に区民住宅を使用している者（以下この条において「既存使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合であって、区民住宅の管理上支障がないと認めるときは、現に使用する区民住宅から他の区民住宅に住み替えることを許可することができる。</p> <p>(1) 既存使用者の同居者の人数に増減があったこと、<u>同居者の成長のため明らかに狭小とみられる住宅に入居していること</u>または既存使用者もしくは同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことにより、当該既存使用者が他の区民住宅に入居することが適切であると認めるとき。</p> <p>(2) 既存使用者が相互に入れ替わることが双方の利益となると認めるとき。</p> <p><u>付 則</u> <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(2) 区民住宅の使用を承継しようとする者が、前条第1項第1号の規定により当該区民住宅に同居の許可を受けてから引き続き2年以上居住している者であるとき。</p> <p>(3) 前2号のほか、区民住宅の使用を承継しようとする者に関し、特別の事情があるとき。</p> <p>2 区長は、前項各号の区民住宅の使用を承継しようとする者（同居する者を含む。）が暴力団員であるときは、同項の許可をしてはならない。 （区民住宅の住替え）</p> <p>第20条 区長は、現に区民住宅を使用している者（以下この条において「既存使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合であって、区民住宅の管理上支障がないと認めるときは、現に使用する区民住宅から他の区民住宅に住み替えることを許可することができる。</p> <p>(1) 既存使用者の同居者の人数に増減があったことまたは既存使用者もしくは同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことにより、当該既存使用者が他の区民住宅に入居することが適切であると認めるとき。</p> <p>(2) 既存使用者が相互に入れ替わることが双方の利益となると認めるとき。</p>